

事 務 連 絡
平成26年12月22日

各 都道府県難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について

難病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく特定医療については、平成27年1月1日から施行され、これに伴う指定医療機関における診療報酬請求事務に関しては「診療報酬請求書等の記載要領について」（昭和51年8月7日保険発第82号。保険局より今般改正通知が発出される予定）によって取り扱うこととなりますが、この他、自己負担上限額管理票等の記載方法を別紙のとおりとしますので、貴管轄下の指定医療機関に周知方についてお願いいたします。